

● 住宅宿泊事業を予定されているみなさんへ

住宅宿泊事業の廃棄物処理に関する 事前協議 が必要です

1 廃棄物処理の事前協議

住宅宿泊事業による宿泊施設から出る全てのごみは、事業系ごみとして住宅宿泊事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

地域の生活環境保持のため、住宅宿泊事業に伴うごみの処理方法や保管場所について、事前にごみ減量推進課と協議をしてください。

※事前協議において、事業系ごみが適正に処理できない恐れがある場合は、ごみの処理方法や保管方法について、見直しや変更をしていただく場合があります。

2 事前協議申出書の提出

事前協議は、ごみを出す3週間前までに、ごみ減量推進課窓口申し出てください。事前協議では、「住宅宿泊事業廃棄物処理事前協議申出書（以下、「申出書」という。）」に必要事項を記載し、押印したものを2部（正本・副本）ご提出いただきます。

※申出書は、足立区一般廃棄物処理計画（実施計画）に基づいて提出いただくものです。必ず提出してください。

【廃棄物処理の事前協議窓口 及び 申出書の提出先】

ごみ減量推進課 業務係

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号（足立区役所南館 11階）

電話 03（3880）5302

3 事業系ごみの収集運搬について

宿泊に伴い生じたごみは、事業系ごみとして処理してください。

◆**廃棄物処理の許可業者に委託する場合は**、契約書の作成や作業手順を許可業者と打合せしてから、ごみの収集を依頼してください。（許可業者にごみの収集を委託する場合は、収集開始届の提出は不要です。）

◆**区の収集を利用する場合は**、ごみを出す2週間前までに、足立清掃事務所に「収集開始届（集積所の届出）」を提出してください。

※収集開始届の提出にあたり、集積所の位置の特定が必要になります。新規に集積所を設ける場合は現場確認が必要になりますので、事前に足立清掃事務所にご相談ください。

【区の収集に関する相談窓口 及び 収集開始届の提出先】

足立清掃事務所

〒121-0801 足立区東伊興三丁目23番9号

電話 03（3853）2141